

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

中部中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、命や人権に関わる重大な問題であり、いかなる事情があろうと絶対に許されない行為である。また、どんな集団の中でも起こり得るものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本に、「蒲郡市いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体で組織的に対応していく。

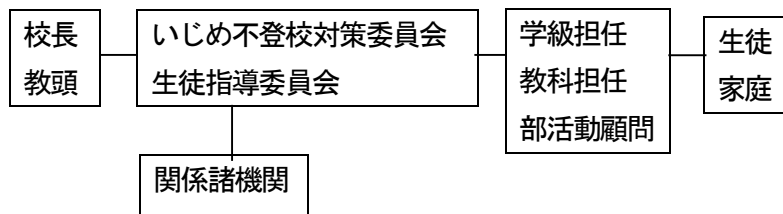
学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や親からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、校務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の組織



(2) 方策の概要

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・週1回のいじめ不登校対策委員会をもち、生徒に対する情報をもち、その生徒に合わせた対応策を検討し、指導に生かす。
- ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校・学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を随時、発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（１） いじめの未然防止の取組

ア 絆づくり（共感的な人間関係）

人と人との「心の結びつき」や「信頼感」などの大切さを実感させ、子どもたちが良好な人間関係づくりができるように支援する。

イ 居場所づくり（自己肯定感）

「大事にされている」「分かってもらえている」など、自分の存在感を実感させ、安心して過ごせる場所づくりを設定する。

ウ 自分づくり（自己決定の場）

自発的かつ自主的に考えたり、行動したりする場を設け、決断力・判断力を高め、自己を成長させていくよう（自己実現の）過程を支援する。

（２） いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケート（ちょおカード・随時実施）や教育相談を実施（年４回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ スクールカウンセラーとの連携、いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

（３） いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を中心に、「いじめ対応マニュアル」に基づいて組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- （１） 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

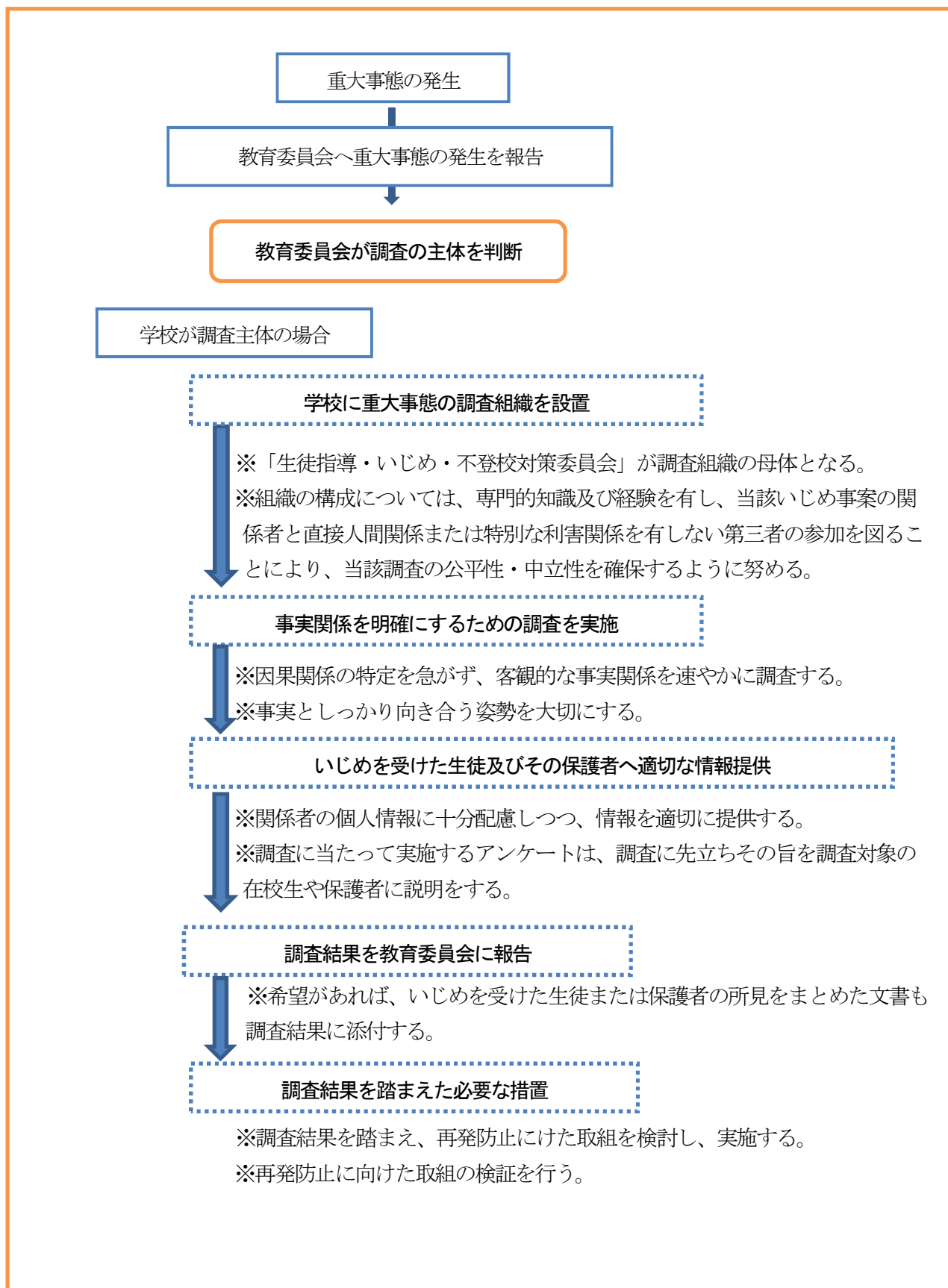
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、生徒指導・いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



		「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○現職研修「生徒理解と学級づくり」	○相談室やＳＣの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○ＰＴＡ総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○生徒指導委員会（毎週水曜 4限）	○情報モラル指導 ○学区4校連絡会		○学区青少年健全育成協議会 ○地域ふれあい活動
6月			○学校保健委員会（心の健康）	○教育相談週間	○公開授業・公開部活動 ○学校評議員会 ○地域ふれあい活動
7月					○個人懇談会
8月			○生徒指導ブロック研修会		○地域ふれあい活動
9月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○身体測定 ○教育相談週間	
10月			○縦割応援合戦		
11月			○文化祭・合唱コンクール ○赤い羽根募金活動 ○職場体験学習（2年）	○教育相談週間	○学区青少年健全育成反省会
12月			○人権週間（講話） ○学校保健委員会（歯肉炎に関する指導）		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○身体測定	
2月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○入学説明会（小6年）	○教育相談週間	○学校評議委員会で「自己評価」の評価を行う。
3月		○学校評価の結果検証「基本方針」の見直し	○3年生を送る会 ※小中交流6年生招待		

通 年	○校内のいじめに関する情報の 収集 ○対応策の検討	○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○生活ノート ○ちやおカード	○学校説明会・公開授業・ 学年懇談会
--------	---------------------------------	-----------------------------------	---	-----------------------